

第3節 市立学校園

(1) 学校園の臨時休業

(臨時休業の決定)

2月27日夕方、総理官邸で開催された政府の第15回新型コロナウイルス感染症対策本部の会議の席上、安倍総理から、「全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、来週3月2日から春休みまで、臨時休業を行うよう要請します」との発言がなされた。

文部科学省からの通知などが何もない中での指示であったことから、とまどいが広がり、教育委員会においては情報収集と対応協議に追われた。翌28日には教育委員会会議臨時会を開催し、総理要請から一日ずらし、3月3日から3月15日までの間、市立学校園の臨時休業を決定した。

合わせて高校入試等は予定通り実施すること、中学校の卒業式を延期すること、学校園において幼児児童生徒の受け入れを実施すること等を決定した。

学校園に対しては、自宅学習教材の作成や学習指導・生徒指導について通知したものの、当初、国の方針も明確でなかったことから、具体的な学習内容や次年度に引き継ぐべき単元等について詳細な指示を出すことができなかった。

学校現場では、「卒業式はどうなるのか。明日で生徒と会うのは最後になってしまうのか。代わりの授業をいつ行い、通知表はどう渡すのか。どの学校もひどく混乱するのは間違いない」と動揺が広がった。

保護者、企業からも「休校の決定が急過ぎる。子どもを留守番させて仕事には行けない。出勤可能な従業員の把握や情報収集を急ぐ。」との困惑が広がった。

特に、学童保育などを利用している家庭で、保護者が休めない場合の対応などが大きな問題となった。こども家庭局と教育委員会の調整により、1～3年生については原則、日中から学童保育で預かり、4～6年生についてはまずは学校で受け入れ、放課後に学童保育を利用することとしたうえ、教職員を学童保育へサポートとして派遣することや、学童保育の実施スペースが過密にならないよう、学校の空き教室や校庭などを使用することなど、学校と学童保育の連携についても決定し、学校園に通知を行った。

この決定後、3月2日は課題受け渡しのため午前中だけの登校を行わせ、十分な準備ができてない状況下で学校休業が始まった。

当時は学校園において感染者が発生した場合の対応について、例えば1名でも児童生徒や教職員に感染者が出れば、念のため当該校全体を学校閉鎖することなどの検討は行っていた。しかし、市内の学校のすべてを臨時休業させるための準備や検討は行われておらず、学校現場や保護者、児童生徒に多大な混乱を与えてしまったことは、大変申し訳なく、残念である。学校園の休業は生活の隅々にまであらゆる局面に影響が及ぶため、

学校園、保護者、企業等が十分に準備できるよう、できる限り早い段階からの説明が必要である。

（臨時休業の延長）

3月15日の臨時休業の期限が迫る中、神戸市内においても感染症患者が増加傾向となったことなどを踏まえ、3月11日、臨時休業について、春休みまで延長することを決定した。

あわせて、児童生徒の生活状況の把握や春季休業中の学習指導等を行うため、3月17日から19日にかけて、学年を限定して児童生徒の登校日を設ける「分散登校」を実施すること、その際に公費負担で給食を実施すること、卒業式等の学校行事は感染防止に配慮の上、簡素化して実施すること等を決定した。

卒業式は卒業生本人のみの出席としたことから、保護者など関係者からは、卒業式に保護者を参列させてほしい、柔軟な対応をしてほしいとの多数の意見が寄せられ、学校現場に混乱がみられた。

児童生徒にとっては、一生に一度の卒業式であり、保護者とともに卒業を祝いたい教職員の感情も大きかったが、学校現場では苦渋の選択を迫られることとなった。

（学校園再開の動き）

3月20日、政府は専門家会議の見解を受け、全国の小中学校などに対する春休みまでとしていた一斉休校要請を延長しないこととした。また、3月24日には文部科学省通知により、学校再開に向けた具体的な通知が発出された。

学校園の臨時休業は、児童生徒にとって、学習指導が受けられない、友達と会えない、給食が食べられないなど多くの我慢を強いるものであるとともに、保護者にとっても子供がずっと家庭にいることが負担となるケースもある。

本市においても、こうした状況を踏まえ、感染防止のために必要な方策、各教科の授業にどのような影響があるのかなど、再開に向けた具体的な対応の検討に入った。そして「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」も策定し、児童生徒や教職員が感染者あるいは濃厚接触者になった場合の対応方針などの準備を進めていた。

兵庫県知事は3月27日、子供たちを正常な生活に戻すため、県立学校を新学期から再開する方針を発表した。

神戸市においては、3月26日から新規の患者発生が再び連続的に確認されたことなどから、より慎重に、3月30日に決定した対応方針―第4弾―において、「新年度における市立の学校園における教育活動の再開（入学式開催を含む）については、政府の対応方針や近隣の感染拡大の状況をさらに見極め、4月6日までに改めて判断する。学校園の現場においては、教育活動の再開が決定された場合、速やかにその実施が可能となるよう所要の準備を進める。」ことを決定した。

この時点では、神戸市の方針として学校再開を決定したものではなかったが、市民からは休業を延長すべきとの意見が多数寄せられた。また、学校現場からは、教育委員会、市長部局から情報が断片的に流れてきて一層混乱したとの意見があった。

(臨時休業の再延長)

4月3日、兵庫県が8日に再開する方針を発表した。阪神間の自治体を中心に、県の決定に倣う動きが続いた。これに対し、高校生による休校延長を求める署名活動がインターネット上で行われるなど、再開への不安の声が多く寄せられた。

本市においても非常に悩ましい判断を迫られたが、さらに週末の感染状況を見極めた上で最終的な判断を、当初予定どおりの4月6日に下すこととし、4月3日に決定した本市の対応方針—第5弾—において、「市立学校園については、教育活動を再開するかどうかについて、政府の動向や近接するエリアにおける感染拡大の状況等を見極めたうえで、4月6日に判断する。」とした。

何とか学校を再開できる環境を願いつつ、週末を迎えたが、4月4日に5名(10代の1名を含む)、5日に7名、とそれぞれ過去最大の感染者数が報告されたほか、感染リンクが不明な方が非常に多くなっていた。PTAなど関係者の意見も再開を求めるもの、休業の継続を求めるものに分かれ、まとまった見解が得られる状況にはなかった。

4月1日に文部科学省が示した「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン(令和2年4月1日改訂版)」によると、臨時休業をする場合の考え方について「地域の感染状況に応じて、自治体の首長が地域全体の活動自粛を強化する一環として、学校の設置者に臨時休業を要請することも考えられます。」とされていた。

このため、4月6日の朝、久元市長から長田教育長に対し、「市立学校園の臨時休業等に関する要請」を行い、5月6日までの間、市立学校園において臨時休業するよう要請した。あわせて、休業期間中の分散登校の実施なども要請された。

この要請を受けて直ちに教育委員会会議を開催、5月6日まで休業を継続することを決定した。また入学式は当面見合わせ、保護者同伴の入学時説明会を実施するほか、感染防止に万全の措置を講じた上で、学年ごとに半日程度の登校日を設け、分散登校を実施し、給食を公費で実施すること、登校しない場合であっても欠席扱いにしないこと、臨時休業中の部活動は行わないことなどを決定し、同日の対応方針—第5弾(追加)—にその内容を盛り込んだ。

一方、兵庫県においては、4月6日、3日に発表した学校再開方針を撤回し、4月休業延長方針へ転換することとなった。

(緊急事態宣言と分散登校の中止)

市民からは、臨時休業の延長について、支持する声が相次ぐ一方で、入学時説明会や分散登校についても実施すべきでないとの意見が相次いだ。

4月7日、政府から緊急事態宣言が発せられ、神戸市を含む兵庫県も緊急事態措置を実施すべき区域とされた。政府の基本的対処方針では「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指す」こととされ、本市においても市民に不要不急の外出等の自粛を要請することとなった。

こうした情勢の変化を受け、4月8日、市長から教育長に対し、「入学時説明会や分散登校及び給食の提供については、その実施を見合わせ、担当教諭による個別面談や指導などの方法をご検討いただくよう要請する」という緊急要請を行った。

この市長要請を受けて教育委員会では直ちに、入学時説明会、分散登校、給食提供を中止するとともに、代わりに担任との顔合わせや教科書の配布等を行う個別面談を実施することとした。

3月末から4月上旬を振り返ると、学校については、再開の準備から休業延長の決定、さらに分散登校の中止へ、入学式についても、実施方針から入学時説明会への転換、さらに中止への変更など、短期間で的大幅な方針変更を余儀なくされる結果となった。結果として学校現場は方針変更のたびに、様々な準備をやり直さねばならず、保護者等への連絡に迫られるという事態が発生した。また教育委員会から送られる大量の通知文への対応に苦慮したとの声が聞かれた。

これらは新型コロナウイルスの感染拡大の状況、さらにはそれを踏まえた政府の方針変更などによるものではあるが、学校現場を混乱させたことは事実である。

また、政府の方針等に従って、まず市長が判断し教育委員会に要請、その後、教育委員会会議等で協議・決定し、学校園へ通知、さらにそこから保護者へと連絡するという流れとなったが、それには一定の時間を要することとなった。その間、市長要請の段階においてツイッターなどのSNS上でその内容を知った保護者から、学校園に問い合わせる状態が相次いだ。学校現場で混乱が生じたことは事実であり、現場への情報提供や共有のあり方において、反省すべき点があった。

(臨時休業の再々延長)

大型連休前の4月27日、市長から「予断を許さない状況にあり、外出自粛の取り組みを徹底する必要がある」ため、臨時休業を5月31日まで延長するよう要請があり、翌日28日に休業延長を決定した。

5月15日、兵庫県が休業要請の緩和を決定したことを受け、同20日から29日の間に2回登校可能日を設定し、分散登校により児童生徒の学習状況等の確認や学習指導を行った。学校図書の貸し出しや、校庭での軽い運動を実施した学校もあった。一方、児

児童生徒数が多い学校では、手洗いに時間がかかるなど課題も浮かび上がった。

ようやく実施することができた分散登校時には、児童からは「早く友達と話したい。勉強したい。」との声が、教員からは子供たちの元気な姿に、「元気そうでほっとした。日常が戻りつつあってうれしい。」との声が聞かれた。また、登校しない児童生徒に対しては、基本は家庭訪問を行い、訪問を希望しない家庭には電話連絡を行った。

学校現場からは、教育委員会から次々と送られる通知文や内容の変更、添付される大量の文部科学省資料への対応、また毎回市長会見が午後 2～3 時頃行われ、教育委員会からほぼ同時に通知があり、その後職員への周知、保護者への連絡となることが多く、十分な時間が取れず大変苦労したとの声が聞かれた。

(学校再開)

6 月 1 日より学校園を再開、2 週間の慣らし期間中は分散登校を実施し、15 日から以下の感染防止対策を徹底した上で、通常授業を実施している。

- ・家庭での検温、風邪症状がみられる場合に登校させない
- ・こまめな手洗いとマスクの着用（気温が高い時期の登下校時や体育の授業等ではマスクの着用は必要なし）
- ・多くの児童生徒等が手を触れる箇所を 1 日 1 回以上消毒
- ・換気の徹底や児童生徒間の距離の確保、近距離での会話を控える など

学校現場からは、「学校再開については早めに教育委員会から情報提供が得られ、スムーズにスタートできた。」「慣らし期間中は 1 クラスが半数になり、落ち着いた状況で迎えることができ良かった。」との声が聞かれた。

また、特別支援学校については、分散登校を継続しているが、「毎朝スクールバスのバス停で教員が健康観察カード、体温を確認しており負担が大きい。」「また指導内容が児童生徒と教員が身体接触して行うことが多く、感染リスクへの心配がある。」との声がある。

なお、学校園の再開にあたり、感染防止対策を徹底してはいるものの、感染の不安等を理由に登校しない場合には、当面の間欠席扱いしないこととしたが、兵庫県は 15 日以降、欠席扱いとしているため、対応を検討する必要がある。

【感染の不安等を理由に欠席した幼児児童生徒数】

6/1（一部 6/2） 246 人

幼稚園 13 人、小学校 153 人、中学校 36 人

高等学校 6 人、特別支援学校 38 人

6/8（一部 6/9） 208 人

幼稚園 7 人、小学校 131 人、中学校 34 人

高等学校 7 人、特別支援学校 29 人

6/15 118人
幼稚園 6人、小学校 67人、中学校 20人
高等学校 6人、特別支援学校 19人

(休業期間中の幼児児童生徒の受け入れ)

学校園の臨時休業が急に決定されたことから、家庭で保育できない幼児児童の居場所の確保が課題となった。本市の学童保育は児童館を中心に実施しており、運営場所の面積が限られていることから、高学年児童を学校で受け入れる役割分担により、密集性回避を図った。しかしながら、短時間での調整・準備となったため、教職員の手配など学校現場を中心に混乱が生じた。一方で、預け先に苦慮していた保護者に対し、良い支援ができたと評価する声もあった。

また、慣らし期間中は、分散登校と受け入れとを並行して実施する必要があることから、学校園を支援するため、教育委員会事務局から応援教員を3校(魚崎小、だいち小、井吹東小)に対して、延べ32名を派遣した。

【小学校における1日あたり平均受け入れ人数】

- ・3月 911人、6.7人/校 ・4月 10~13日 748人、5.8人/校
(特別受け入れ期間中)
- ・4月 14~30日 332人、3.0人/校、 ・5月 376人、3.3人/校
(慣らし期間中)
- ・6月 401人、3.5人/校

(学校園と保護者の連絡ツール)

ほとんどの学校園では、メール連絡網(ミマモルメなど)を導入しているが、メール連絡網を登録していない世帯もあり、学校園のホームページによる周知や個別の電話連絡が必要となった。また、新1年生に対してはメール連絡網のIDを入学時説明会(個別面談)まで配布できず、活用できなかったが、学校ホームページの閲覧が浸透していたため、大きな混乱にはならなかった。なお、メール連絡網については、学校園がそれぞれ導入しており、事務局として十分に把握できていない。

電話については、保護者への連絡の増加に対応するため、学校間緊急連絡用携帯電話の運用を変更し、各校あたり6回線の利用を可能とし、さらに大規模校15校に対して携帯電話2台を追加配布した。また、これまでは非通知対応としていたが、保護者の着信拒否も発生したため、番号発信に運用を変更した。

(教育委員会会議)

教育委員会会議については、定例会及び臨時会を2月28日以降、6月15日までに15

回開催した。学校園における COVID-19 対策について、教育長・教育委員の間で協議を重ねた。例えば、学校再開にあたっては、トイレ清掃のあり方について児童生徒の安全安心や教員の負担を踏まえた検討や、帽子や日傘の利用等熱中症対策の積極的な検討が必要であること、児童生徒・教員の効率的な学習・業務執行のため、ICT を活用した学校運営を早期に推進することが大切等の意見や、運動会・音楽会・文化祭・宿泊行事などの行事実施方針を教育委員会として早急に示す必要があること、生活困窮者学習支援の継続検討、消毒作業などにより増加する各学校の負担軽減策の検討、急速な ICT 化に合わせた教職員への ICT 研修の実施、通常とは異なる対応をしている若手教員等への支援が大切等の意見があった。

会議開催にあたっては、教育委員間の距離を確保できる会議室への変更や WEB 会議の実施等、感染防止対策にも取り組んだ。なお、文部科学省によれば現時点では WEB 会議による議決はできないとされており課題となっている。

(卒業式・入学式)

卒業式は簡素化して実施することとしたが、保護者を参列させてほしいとの要望が多数寄せられた。そのため、小学校・中学校の卒業式については、式の様子をビデオ撮影し、保護者へ DVD 等は無償配布することや、式の生中継などできる範囲で思い出に残る工夫を図ることとしたが、教育委員会の方針決定が二転三転したため、丁寧に準備していたことが無駄になるなど、学校現場に混乱が生じた。また、DVD 配布などが実施できなかった学校もあり、保護者の間で不満が生じることとなった。

入学式についても式典としては実施しなかったが、新 1 年生や保護者が入学の喜びを感じられるよう、新入生をお祝いする会を実施した。

【各学校における「入学お祝いの会」実施時の工夫事例】

- ・ 学校長や在校生が新一年生や保護者に向け、お祝いの言葉を述べた。
- ・ 在校生が学校生活について紹介した。
- ・ 校歌を音源で流した。
- ・ 掲示物（おめでとうの言葉・花飾り等）で校内を装飾した。
- ・ 保護者参観エリアを確保した。
- ・ 記念写真が撮れるような看板等を掲出した。

卒業式や入学式の見直しについては、感染防止の観点から、慎重に協議・判断したものであるが、保護者・市民から様々な意見をいただいた。卒業式や入学式は、対象の児童生徒はもちろんのこと、保護者にとっても特別なものであることから、見直し理由等をより丁寧に説明するとともに、学校現場の負担も勘案しながら、できる限りの対応を図る必要がある。

(学校行事)

修学旅行については、1学期実施を予定していた学校は2学期に延期することとした。2学期以降の実施については、今後の状況を見極める必要があるが、子供たちの成長のために必要なものであると考えており、できるだけ中止とせず、実施できるように努力することとしている。また、その他の学校行事についても、授業時間の確保と同様、子供たちの成長のために必要なものであるため、可能な限り、回数や日数の縮減、事前準備・練習や事後の振り返りの短縮などにより対応することとした。

(例) トライやるウィーク (中2)	5日	⇒	2日
自然学校 (小5)	4泊5日	⇒	2泊3日
環境体験事業 (小3)	年3回以上	⇒	年1回以上

(2) 学習指導、生活支援等

(3学期における学習指導)

臨時休業の決定に伴い、学校園に対し自宅学習教材の作成及び学習指導、臨時休業中における生徒指導について通知した。また、学習支援ツールである「みんなの学習クラブ」の活用等、各校の取り組みを全校に紹介した。

分散登校日の学習指導及び年度内に指導が行えず、次年度に引き継ぐべき単元について、進級生(小1～5、中1、2)については、次学年の授業において指導すること、小学校6年生は進学先の中学校に、次年度に引き継ぐべき単元について文書で共有することとした。

学校現場からは当初課題の提示が難しかったとの声が聞かれた。

(臨時休業中の学習指導)

休業の長期化に伴い学校再開後の授業で取り上げる内容の「予習」を課すことを中心とし、家庭学習において教科書に基づく「予習」に取り組むことができるよう、学習のねらいや取り組む手順等を丁寧に記した「学びの手順書」(事務局で975件作成し提供)を各学校で作成、提示し、子供たちが見通しを持って学習に取り組めるように工夫した。手順書では学習支援ツールを使用する場面を組み込んだ。

また、教科書に基づきながら、学習支援ツール、授業動画、プリント等の教材を組み合わせた学習課題を提示した。学習課題の提示は学校HPやメール配信等のICTの活用を基本としたが、学校により取り扱いの差異が生じてしまった。

児童生徒の学習状況の把握のため、学習支援ツールの「マイページ」機能を活用することで、個々の児童生徒の学習の自己評価(理解度)を適宜確認し、学習状況の把握に努めた。さらに、ICT環境のない児童生徒、学習支援ツールの学習履歴に記録がない児童生徒、学習履歴はあるが学習の定着が見られない児童生徒には最低週1回電話による

連絡や指導を行うようにした。

なお、4月の分散登校以降、学校HPによる連絡や課題提示のみとなっている学校も多く、定期的に児童生徒に電話連絡を行った学校と頻度の低い学校との差が生じた（上記週1回等の電話連絡を行うよう通知した）。学校間や個人間で対応に大きな差が生じないよう、最低限実施すべきことを通知・徹底する必要がある。臨時休業中、学校園から保護者への郵送物が大量に発生したため、導入した料金後納について、学校現場から導入時期は遅かったが評価するとの声があった。なお、保護者からは大量の学習課題が送付されるだけで学校からのフォローが少なかった、家庭学習だけでは限界あるとの声も寄せられた。

（配慮を要する児童生徒への見守り）

長期の臨時休業となったため、児童生徒の在宅時間が大幅に増加したことに加え、保護者もテレワーク等の在宅勤務により、自宅で過ごす時間が増加したことによって、児童生徒や保護者のストレスや不安感が、今まで以上に増大していると考えている。なお、4月以降、学校からこども家庭センター及び各区役所へ相談・通告を行ったものは19件であった。

臨時休業中においては、24時間フリーダイヤルで電話相談ができる窓口や、兵庫県が実施しているSNSによる相談窓口について、各校のホームページに掲載するとともに、メールや学習教材等の配布時に通知又は配布するよう周知徹底した。

また、児童生徒や保護者のストレスや不安に対する心のケアとして、スクールカウンセラーによる相談について、通常行っている面談による相談に加えて、スクールカウンセラーが公用として所持している電話によって相談できるようにした。

さらに、学校再開に備えて、スクールカウンセラーを講師として、児童生徒の登校に際しての注意点に関し、スクールカウンセラーから、教職員に対して、登校後に児童生徒に起こりうる状況（例えば、腹痛、頭痛や不眠、うつ、頑張りすぎる等の症状があり、心や体のバランスを崩すことがあるなど）や、登校前、登校後に学校として行うべきことなどについて研修を実施した。

また、登校再開後、児童生徒や保護者に、体調や休業期間中の生活の様子などを質問する「生活アンケート」を実施しており、それをもとに児童生徒の現状把握に努めることとした。

現在、順次、生活アンケートを実施しており、その結果については、教職員のみならず、スクールカウンセラーとも情報共有することとしている。アンケートの結果も含めて、児童生徒の様子をていねいに観察し、声かけや時には個別の面談などを行っているところである。

なお、休業期間中は、全児童生徒に対して定期的に電話連絡等を行い、生活状況や心身の健康状態等の把握に努めたが、登校や家庭訪問ができず表情やしぐさが分からない中で、児童生徒のストレスやSOSを発見するのは難しい面もあった。

(授業時数の確保)

長期にわたって授業が実施できなかったため、長期休業期間の短縮や時間割編成等の工夫、行事の見直しなどにより、授業時数の確保を図ることとしたが、近隣市に比べ夏季休業が長いことなどに対して不安の声が寄せられた。

改めて、授業時数の確保にあたっては、子供たちの学びを保障する一方、登下校等における熱中症リスクを考慮して夏季休業期間中の授業を設定するとともに、時間割編成の工夫や学校行事の内容変更により準備時間を縮減するなど、様々な方法をバランスよく組み合わせ、標準授業時数を上回る授業時数を確保したことについて、保護者に対して丁寧な説明を行った。

【中学3年生の例】

臨時休業や慣らし期間の設定により実施できなかった授業は212時間であるが、長期休業中の授業の実施により102時間、新たな授業時間の設定により80時間、卒業式の後ろ倒しにより30時間の合計212時間を確保。

(学習支援ツール「みんなの学習クラブ」)

学習支援ツールの個別配信については、昨年度完了していたが、3月の臨時休業前は小中ともアクセス率が1割程度に留まっていた。休業期間中の家庭学習に学習支援ツールの活用を強力に推し進めた結果、5月のアクセス率は中学校で7割、小学校で4割まで上昇した。(中学校のアクセス率3月：10.3%→5月：68.3%、小学校3月：15%→5月：43%)

ただし、学校間での差が依然としてあること、中学校より小学校の活用率が低いこと、約1~2割とみられるICT環境のない家庭への対応等が課題である。また、現行のツールは、応用編が充実していない、小学校低学年向けには保護者の協力が必要、ICT端末に回答が入力できずプリントアウトが必要、スマートフォンから閲覧しづらいなどの課題もある。

一方で、担任教師による手書きの自宅学習教材については、気持ちや温かさが伝わり、学習意欲が高まるとの声もあり、効果的な組み合わせで家庭学習を進める必要がある。

(オンライン学習)

各家庭のICT環境の状況についてはこれまで把握できていなかったため、個別面談時にICT環境の状況調査を実施した。調査結果はWi-Fiはあるが、PCがない家庭が10%

強、どちらもない家庭が中学校で3%強、小学校で10%弱であった。

臨時休業の決定後、早々にWi-Fi ルータ付きのPCの調達に着手、様々なルートを探りなんとか2,000台を確保し、ICT環境が整わない児童生徒（小学6年生、中学1～3年生）に対し貸与することができた。しかし、各家庭のICT環境はプリンターの有無や回線速度の違い、複数人での利用など様々であり、多くの学校が学習資料を印刷して紙ベースで配布した。

また、各学校のホームページ上に、学習指導関係の連絡等に活用できる「こうべっ子家庭学習のページ」を新設し、教育委員会で制作した授業動画や各学校の学習課題（手順書）を掲載するとともに、児童生徒から質問を送信できる「問い合わせフォーム」を作成した。

同時双方向のオンライン授業やICT機器を使用した児童生徒とのコミュニケーションを求める保護者の声が多く寄せられており、GIGAスクール構想に対応した児童生徒「1人1台」の整備を進める方針であるが、市場でのICT機器の早期調達が困難な状況や、教育委員会の体制が脆弱であること、教職員・児童生徒の活用スキルの向上など、ハード・ソフト両面で課題がある。

（テレビ学習・動画授業）

㈱サンテレビジョンと連携して、広く子供たちが視聴できるテレビ放送を利用し、教育委員会の指導主事等が番組を制作し、自学自習が難しい小学校低学年を中心に、こうべっ子@ホーム学習チャンネル「おうちDEまなぼう」を放送した。5月7日（木）～6月10日（水）の間、32番組（1番組15分）を制作した。放送後、同内容の動画を「サンテレビ公式YouTubeチャンネル」で配信した。

好意的な評価もある一方で、番組数が少ない、授業内容が容易すぎるとの声もあった。また、番組作成については、事前準備を含め、事務局職員の負担が想像以上に大きかった。

また、各学校のホームページ上に「こうべっ子家庭学習のページ」を開設し、「神戸授業マイスター」等が作成した授業動画（73本制作）を配信したが、教職員が独自で動画を作成する学校もあるなど学校園の取り組みに差が見られた。

（学習の遅れへの対応）

学習の遅れを取り戻していくためには、担任等による指導だけではなく児童生徒一人ひとりの学習定着度に応じた学習支援が効果的である。このため、国における学習指導員の追加配置補助事業を最大限に活用し、小中学校に配置している教員免許を有する者等による「学ぶ力・生きる力向上支援員」（371名）を全小中学校に対して1～2名程度追加配置し、長期休業期間中や時間割編成の工夫で増加する授業に対応する等、児童生徒の学びの保障に必要な体制を強化することとした。

また、学習の遅れへの対応のためには、家庭の負担も十分配慮しながら引き続き、家庭学習を課していく必要がある。家庭学習では定着を図るための反復学習や学習した内容のまとめ直し等にとどまらず、適切に予習を課すことで授業での理解が深まるようにする必要がある。休業期間中の家庭学習として、オンライン教材である学習支援ツールの積極的な活用を図ったが、休業時においても学びを止めることのないよう引き続き、学習支援ツールを活用した家庭学習の習慣化も行っていく。

(ALT 外国語指導助手)

小学校英語の教科化を機に、すべての小学校授業を ALT との協同授業で実施することとしていたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、新たな ALT の来日が厳しい状況になっており、任期満了の ALT を特例的に任期延長することができないか検討中である。ただし、現在の状況が続く場合には、増員が難しく、すべての小学校授業を ALT との協同授業で実施するのは困難な状況である。

(部活動)

臨時休業中の生徒の運動不足やストレスを解消するため、春休み期間中、平日限定で週 2 日まで部活動を再開した。部活動顧問からは「ほっとした。練習ができずフラストレーションがたまっているのでは。」「けがをしてもいけない。まずは体づくりを。」との話があった。一方、その後の感染状況を考えると、再開の判断は検証する必要があるとの意見があった。なお、地域の一部からは、中学生が騒ぎながら登校する状況に対する苦情もあった。

春休み後の臨時休業期間中は部活動を中止していたが、高等学校は 6 月 1 日から、中学校は 15 日から慣らし期間を設け再開した。

中学校においては、長い自粛期間中に、部活動に参加する生徒が運動不足であったり、ストレスをかかえたりしていることを十分に踏まえて、基礎体力・スキル等を元の状態へ徐々に回復させるため、6 月中は活動日及び活動時間を限定した。

部活動を頑張ってきた高校 3 年生、中学 3 年生のために、これまでの集大成の場を設けてほしいとの要望もあり、部活動成果の発表の場や代替大会の設定などを検討している。

(水泳授業)

水泳授業は、水の中という特殊な環境での教育活動であり、水に親しむ楽しさや喜びを味わうことができる、非常に大切な学びの機会であるが、専門家からは、プールの中で児童生徒がきっちり距離をとることが難しいこと、更衣場所における密集・密接による感染リスク等が指摘された。

また、リスクへの対策として少人数で授業を行う場合でも、教職員による見守り・監

視の体制を手厚くしていく必要があるが、感染防止対策に様々な対応が求められている状況の中、水泳授業を実施するために、更に特別の配慮を要する感染防止対策を徹底していくことは非常に困難であることから、今年度の水泳授業を見送ることとした。

なお、部活動については、部員だけの活動で参加人数が限られており、一度に利用する更衣室の人数を制限するなどの、感染防止対策を講じた上で実施する。

(給食の提供)

3月の分散登校日において給食を提供したが、分散登校は、必ず登校させるものではない(出席を要しない)ため、保護者の負担とすることが困難と判断し、公費による給食とした。また、感染防止の観点から、教職員の配膳により給食を提供したが、学校によっては職員総動員で実施するなど、教職員対応での給食実施は大きな負担となった。さらに、給食によって感染が発生してはならないとの緊張感から、教職員は相当に気を遣うことになった。学校現場、地域からは感染防止の観点から給食は避けるべきであったとの意見が多くあった。一方、特に小学校6年生は最後の給食を思いがけず食べることができて良かったという声もあった。

また、6月の慣らし期間中の分散登校時には、小学校においては配膳等が容易なパン・牛乳等の簡易給食を実施し、15日からは通常通りの提供を開始した。中学校では、配膳等の必要のないランチボックス形式での給食のため、6月1日より申込者に提供を開始した。

臨時休業に伴う給食中止により、すでに発注していた食材については、他に転用ができず廃棄されたものは、文部科学省等が示した考え方にに基づき、食材補償を実施することとした。また、調理事業者に対しては委託料の支払いができない状況となったが、臨時休業は不可抗力であり、契約締結時には想定できなかったことなどの理由から、調理事業者と協議の上、一定のリスク分担のもと、業務継続に必要な経費を負担する方向で調整している。

(就学援助世帯への食品送付)

COVID-19 拡大防止のため学校の臨時休業措置に伴い、3月2日から急遽給食を中止することとなった。

4月当初予定していた分散登校も中止となり、学校の臨時休業が長期化される中で児童生徒への栄養面への影響が心配される場所であったため、就学援助世帯等経済的な配慮が必要な世帯を対象に、緊急的かつ効果的な支援として昼食補助となる食品送付を行うこととなった。

1万6千人分の食品調達は困難を極めたが、連携協定企業や市内の企業の協力を得て、なんとか調達することができた。また、食品梱包は湊小学校体育館において、調理師等含め各部署からの応援職員で実施した。

5月11日から順次発送を行い、新規の就学援助世帯の申請者も含めて6月9日までに対象世帯約16,000名に送付を完了している。

取り組みに対して多くのお礼のお手紙やメールをいただき、経済的に配慮を必要とする世帯での昼食補助に役立ててもらえたと考えている。

<送付内容>

主食（米）、おかず類（レトルトカレー等）、飲み物（牛乳等）、おやつ類（ドーナツ等）の約20品目

（熱中症対策）

今年は臨時休業が長期間に渡り継続したこともあり、子供たちの体が暑さに慣れていないことや、マスクを着用していること、また夏季休業期間の短縮等による影響で、より熱中症への注意が必要となっている。

本市ではCOVID-19対策を踏まえ夏の熱中症予防対応指針を策定しているが、学校園においては、気温が高い時期の登下校において、十分な距離を保った状態で、マスクは着用しないこととした。

空調設備について普通教室は整備が完了しており、特別教室についても順次整備を進めているが、クーラーが整備されていない特別教室については、気温が高い日は使用しないよう通知した。

また、緊急対策として、全小中学校に、学校の規模に応じて、2台又は3台のスポットクーラーを配備した。配備にあたっては、学校の臨時休業が終了した時点で配置しておく必要があるため、早急に手続きを進め、5月中には配備が完了している。具体的な活用方法としては、分散授業等をするために、空調のない教室を利用する場合や体育館でのスポット冷房などの活用を想定している。

（地区統括官）

休業期間中は、今年度から配置された地区統括官により、校長・教頭に対して電話で学校園の状況や抱えている課題について聞き取りを行い、相談に応じた。様々な現場の声を地区統括官が吸い上げていることがありがたいとの評価があった。学校現場と教育委員会事務局との相互理解を図るという配置の当初目的がまずは果たせたのではないかと。

（教職員の勤務体制）

これまで、学校園に勤務する教職員については、児童生徒と直接かかわる職務の性質上、在宅勤務については導入を見送ってきた。

しかし、COVID-19の感染拡大防止のため、3月2日より、学校等の臨時休業により、子の世話をを行うことがやむを得ないと認められる場合等、一定の利用要件を設けた上で、

試行的に導入を行った。

その後、兵庫県下への緊急事態宣言の発令を受け、4月9日から5月末までの期間、学校園に勤務する全教職員に対して導入を行った。

個別面談が実施されていた4月中旬時点では、在宅勤務利用者の割合は3割程度であったものの、個別面談の終了後は、概ね5割程度、校種によっては7割程度の制度利用があった。

また、子の世話をを行うため、職務専念義務が免除された教職員や、年次有給休暇等の休暇制度の利用者を合算すると、4月中旬～下旬にかけて、7割前後の教職員が出勤調整を行っており、本市が掲げる水準を概ね達成した。

6月以降は緊急事態宣言の解除や、学校園再開といった状況を踏まえ、妊娠中の女性教職員に対して医師等から特別な指示があった場合等、制度を利用できる要件を再び設定し、運用を行っている。

学校現場からは、「しっかりとした通知があり、計画的に在宅勤務が利用できた」、「在宅勤務が取れたことは教職員の安心につながった」、「自動車通勤の要件緩和は評価できる」との声があった。